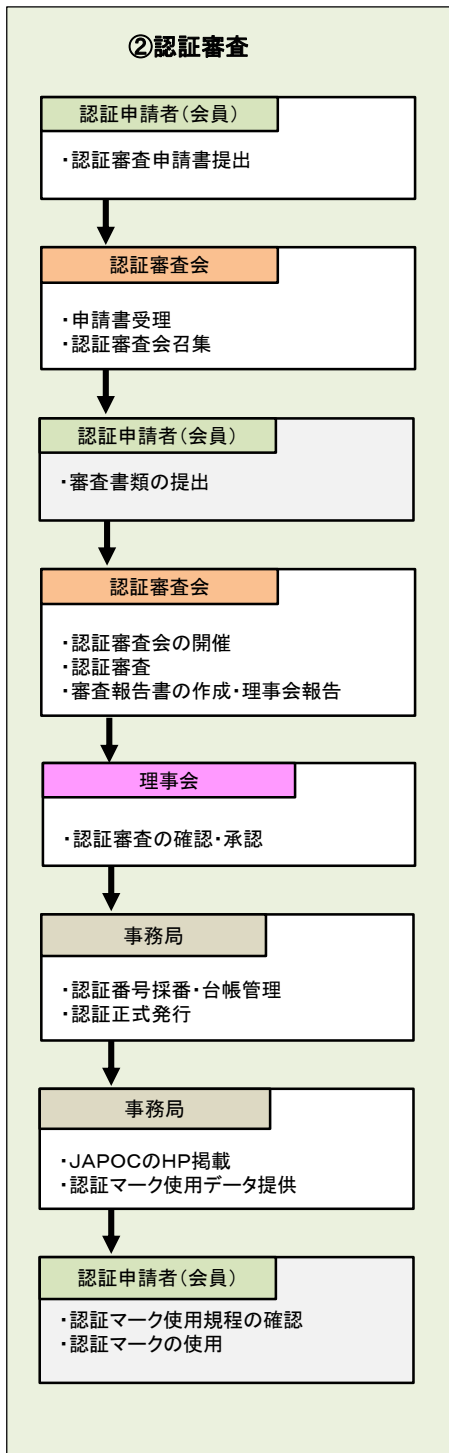


花粉対策製品・用品 認証制度プロセス

②認証審査



- ・申請者は、認証審査申請書を事務局に提出する
- ・事務局は、認証審査会へ認証審査申請があったことを報告する

- ・事務局は、申請者に認証審査申請書受理書を発行・送付する
- ・事務局は、認証審査会の開催調整を実施する

- ・申請者は、登録データシート、認証マーク使用願を記入する
- ・申請者は、指定外部試験機関の試験結果報告書、関連書類を入手、準備する
- ・申請者は、上記申請書類を事務局に提出する
- ・事務局は、認証審査会メンバー全員に報告する

- ・認証審査会定数の1/2で成立(委任状含む)、出席者の2/3(委任状含む)の審査承認で承認可決とする
- ・認証審査を実施し、認証審査委員長は、審査報告書を作成、押印して、理事会へ報告する

- ・理事会は、認証審査会より提出された審査内容を確認、承認を行う

- ・事務局は、申請者に認証審査結果を連絡する
- ・事務局は、申請者に認証番号を通知する